

生活困窮者子どもの学習意欲向上事業業務委託契約書

委託者 静岡市（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）との間に、生活困窮者子どもの学習意欲向上事業業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和7年度保健福委第4号 生活困窮者子どもの学習意欲向上事業業務

（委託業務の要領）

第3条 委託業務の要領は、次のとおりとする。

（1）業務の内容 別紙仕様書のとおり

※仕様書はプロポーザル時の提案を踏まえ最終的に決定する。

（2）委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（3）委託料

・家庭訪問等の業務に従事した時間について、1時間当たり 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

各月の実績において、1時間未満の端数があるときは、30分未満切り捨て、30分以上切り上げるとする。

・移動交通費等1回当たり 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）

（受託者のとるべき措置）

第4条 乙は、委託業務に従事する乙の従業員に対し、次に掲げる措置をとるものとする。

（1）常に市職員に準ずる者としての心掛けをもって従事させ、言動に注意し、市職員、市民等との摩擦を生じないようにさせること。

（2）甲が乙に対して行う指示の内容を的確に従業員に伝えること。

（委託業務の完了報告及び検査）

第5条 乙は、各月ごとの委託業務が完了したときは、原則として翌月10日（令和7年3月分にあつては、同月末日）までに実績報告書を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託料の支払）

第6条 乙は、各月ごとの委託業務が完了し、甲の検査を受けた後、当該月分の委託料を請求するものとし、甲は、乙の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（経理の区分）

第7条 乙は、委託業務に係る経理と他の業務に係る経理を明確にしなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後も、また同様とする。

(個人情報の保護に関する事項)

第10条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書(別紙)に定める事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第11条 乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 委託業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第12条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲が生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則(平成15年静岡市規則第47号)第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務が第3条第2号の期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（3）前各号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

3 甲は、翌年度以降の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。

4 第 1 項又は前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

（市長への報告等）

第 14 条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

（定めのない事項の処理）

第 15 条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和 年 月 日

静岡県葵区追手町5番1号
委託者 甲
静岡市長 難波 喬司

受託者 乙